



東日本大震災の 被災地における雇用対策

2011年12月5日

日本政府主催特別セッション
厚生労働副大臣 牧 義夫

東日本大震災における被害状況

- 平成23年3月11日（金）14:46に三陸沖でマグニチュード9.0の地震が発生。東北地方を中心に地震、津波等により大規模な被害。
- 日本の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降、4番目の規模の地震となる。



| 人的被害 | |
|-------|---------|
| 死者 | 15,829名 |
| 行方不明者 | 3,724名 |
| 負傷者 | 5,943名 |

| 建築物被害 | |
|-------|----------|
| 全壊 | 118,809戸 |
| 半壊 | 184,661戸 |
| 一部損壊 | 609,394戸 |

(以上警察庁調べ10月27日時点)

| 被災者支援の状況 | |
|----------|---------|
| 全国の避難者 | 71,358名 |

(以上復興対策本部調べ10月26日時点)

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ1（第1段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第1段階とりまとめ）

1. 基本的対処方針

平成23年4月5日



- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
- ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災者が被災地以外の地域に就労可能にしていくことなどにより、被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく。

2. 当面の緊急総合対策

復旧事業等による確実な雇用創出

○復旧事業の推進

- ・インフラ復旧、がれきの撤去、仮設住宅の建設被災住宅の補修・再建

◎重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

- ・「震災対応分野」を重点分野雇用創造事業の対象に追加
- ・雇用期間の1年の制限を廃止

◎地元優先雇用への取組

- ・当面の復旧事業における地域の建設企業の受注確保を推進
- ・ハローワークへの復旧事業の求人提出を民間事業者に要請
- ・被災離職者を対象にした雇入れ助成金によるインセンティブ付与

被災した方々としごととのマッチング体制の構築

(1) 被災地におけるマッチング機能強化

○「日本はひとつ」しごと協議会の創設

都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で設置

○「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

- ・避難所へのきめ細かな出張相談
- ・農林漁業者、自営業者に対する支援
- ・職業訓練の機動的な拡充・実施

○被災地域の就労支援等

- ・被災者向けの合同企業説明会の開催
- ・業界団体等に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘

(2) 被災地以外におけるマッチング機能強化

- ・住居の確保・地元生活情報の提供
- ・農林漁業者、自営業者などの就業機会の確保

被災した方々の雇用の維持・確保

◎雇用調整助成金の拡充

- ・5県の特例をさらに必要な地域に拡大
- ・被災地の事業所等との取引関係が緊密な被災地外の事業所等に新たに特例措置

○中小企業者等の経営再建支援

○新卒者の内定取消しの防止等

- ・被災新卒者内定取消し防止作戦の実施
- ・奨励金の拡充による被災学生など

への就職支援

- ・重点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用
- ・被災地域の新卒者等を雇用する企業の発掘・公表

○解雇・雇止め・派遣切りへの対応

3. 効果的な広報による被災者の方々への確実な周知

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ2（第2段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第2段階とりまとめ）



日本はひとつ
しごとプロジェクト

平成23年4月27日

補正予算・法律改正等による総合対策

復旧事業等による確実な
雇用創出（2兆5,440億円
雇用創出効果 20万人）

被災した方々の新たな就職に
向けた支援
（158億円 雇用下支え効果 6万人）

被災した方々の雇用の維持・生活
の安定（1兆7,369億円 雇用下支え
効果146万人 生活の安定効果43万人）

◎復旧事業の推進

- ・公共土木施設等（河川、海岸、道路、港湾、下水道等）、空港、公営住宅、水道、工業用水道、廃棄物処理施設等の災害復旧
- ・災害公営住宅等の整備・公共土木施設等の補修工事
- ・農地・農業用施設、海岸林・林地、漁港・漁船・養殖施設等の復旧支援
- ・医療、介護、児童、障害等施設、職業能力開発施設等の災害復旧
- ・学校施設等の災害復旧
- ・市町村の行政機能の応急の復旧
- ・消防施設等の復旧
- ・仮設住宅の建設等
- ・災害廃棄物（がれき等）の処理

◎雇用創出基金事業の拡充

- ・重点分野雇用創造事業の基金を積み増して拡充

◎被災した方を雇い入れる企業への助成

- ・被災した離職者等の雇入れに係る助成金（被災者雇用開発助成金）の創設

◎職業訓練の拡充

- ・建設関連分野をはじめとした公共職業訓練を拡充
- ・学卒者訓練や在職者訓練の受講料等を免除

◎復旧工事災害防止対策の徹底

◎避難所への出張相談と被災者のニーズに対応した求人開拓

- ・ハローワークの出張職業相談の強化、求人開拓推進員の増員

◎広域に就職活動を行う方への支援

- ・被災地以外での面接費用や転居費用の予算を増額

◎被災地における新規学卒者等への就職支援

◎雇用調整助成金の拡充

- ・特例対象期間（1年間）中に開始した休業を最大30日間助成金の対象
- ・暫定措置（被保険者期間6か月未満の方を対象）を延長

◎各種保険料等の免除等

- ・医療保険、介護保険、労働保険、厚生年金保険等の保険料等の免除等

◎中小企業者、農林漁業者、生活衛生関係営業者等の経営再建支援

◎雇用保険の延長給付の拡充

- ・雇用保険の給付日数を、現行の個別延長給付（60日）に加え、更に延長

◎未払賃金立替払の請求促進・迅速な支払

- ・予算の増額、申請手続きの簡略化

フェーズ2の雇用創出・雇用の下支え効果

総額 4兆2,966億円 雇用創出効果 20万人程度 雇用の下支え効果 150万人強



日本経済団体
連合会

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ3 (第3段階)

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～ (被災者等就労支援・雇用創出推進会議第3段階)

平成23年10月25日

雇用復興を支える予算措置等による対策

※フェーズ1、2による当面の雇用の確保・生活の安定支援も引き続き強力に推進

地域経済・産業の再生・復興による雇用創出
(5.7兆円 雇用創出効果 35万人)

産業振興と雇用対策の一体的支援 (0.4兆円
雇用創出効果 15万人)

復興を支える人材育成・安定した就職に向けた支援等 (0.1兆円
雇用下支え効果 7万人)

◎ 企業支援

- ・部品・素材分野と成長分野の生産拠点等への国内立地補助の創設
- ・中小企業向け金融支援の継続・拡充
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の対象規模拡大

○ 事業高度化、知とイノベーションの拠点整備等

- ・革新的医療機器創出等のための復興特区構想の推進

◎ 農林水産業支援

- ・農地・農業用施設、漁港・漁場機能等の早期復旧・強化
- ・農林漁業者の経営再開支援の充実、6次産業化の推進等
- ・持続可能な森林経営の確立等

○ 観光業支援

- ・風評被害防止のための情報発信や観光キャンペーンの強化等
- ・三陸復興国立公園(仮称)の取組による新たな観光スタイルの構築

◎ 地域包括ケアの推進等による地域づくり

- ・地域包括ケアの再構築等
- ・子どもを地域で支える基盤構築
- ・社会的包摂を用いた「絆」再生

◎ 東日本大震災復興交付金の創設

◎ 災害復旧・復興等インフラ整備の推進等

◎ 環境・新エネルギー事業の推進

- ・木質バイオマス利活用施設の導入の推進
- ・再生可能エネルギー研究開発拠点の整備

○ 情報通信技術の利活用等

○ 原発被害への対応(除染事業の推進等)

◎ 被災地雇用復興総合プログラムの推進

- ① 事業の再建、高度化、新規立地等の推進
- ② 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業が、①などの産業政策と一体となって、被災者を雇用する場合、雇用面から支援を行う事業(事業復興型雇用創出事業)を創設
- ③ 雇用面でのモデル性がある事業を地方自治体が民間企業等に委託して実施する事業(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)の創設

○ 雇用創出基金の積増し等による雇用創出

◎ 復興特別区域制度(仮称)の創設に伴う法人税に係る措置

- ・新規立地新設企業を5年間無税の新規立地促進税制の創設
- ・被災者の給与総額の一定割合の法人税額からの控除等の創設

○ 農業経営の多角化戦略等による雇用の創出・就業支援

◎ 人材育成の推進等

- ・被災地復興に資する分野や成長分野等における公的職業訓練等の拡充
- ・地域中小企業の人材育成支援等
- ・専門学校等と地域・産業界の連携による復旧・復興を担う専門人材の育成
- ・復興支援型地域社会雇用創造事業の推進

◎ ハローワーク等による支援の充実強化

- ・新卒者支援の充実
- ・障害者に対する就職支援の充実
- ・被災者雇用開発助成金の拡充
- ・被災地等のハローワークの機能・体制強化

○ 復興事業における適正な労働条件の確保・労働災害の防止

◎ 雇用保険の給付の延長

- ・被災3県(岩手・宮城・福島)の沿岸地域等で延長(90日分)

フェーズ3の雇用創出・雇用の下支え効果 58万人程度
総額6.1兆円 (雇用創出効果50万人程度 雇用下支え効果7万人程度)

雇用に対する支援とスケジュール展開のイメージ

震災直後

復旧期

復興期

雇用の維持支援

雇用調整助成金の拡充
(支給日数の特例等)

雇用調整助成金 (特例措置を含む)

雇用保険の延長給付の拡充

雇用機会の確保

雇用創出基金事業の拡充
(基金の積み増し)

雇用創出基金事業の拡充
(基金のさらなる積み増し)

雇用創出基金事業による
当面のつなぎ雇用の確保

雇用創出基金事業による
被災地域の本格的な雇用の復興

被災地の公共職業能力
開発施設等の復旧

地域産業の再生復旧・復興事業における地元優先雇用の取り組み

重点的に育成していく産業分野等に関する雇用確保・人材育成

マッチング支援

被災地で就職を希望する被災者に対するマッチング支援

- ・「日本はひとつ」しごと協議会の設置
- ・被災者を雇い入れる企業への助成
- ・建設機械の運転等の特別コースの職業訓練を設定・実施

新卒者の就職支援
(緊急人材育成・就職支援基金の積み増し)

被災地外で就職を希望する被災者のマッチング支援

- ・被災地外への就職支援、転居費等の補助
- ・被災者を雇い入れる企業への助成

環境・エネルギー分野等の成長分野
における職業訓練規模等の拡充

被災地外から被災地へ就職を希望する
被災者のマッチング支援

実施体制

相談員等による避難所への出張相談等

被災地のハローワーク機能・体制強化

全国のハローワーク職員の応援により対応

必要な体制整備

本格的な復興へ

○ : 平成23年度第1次補正予算

○ : 平成23年度第3次補正予算

東日本大震災からの復旧・復興における安全衛生の確保

- 東日本大震災により発生した大量のがれきの処理や、復旧・復興工事において、発生が懸念される労働災害やアスベストなどの有害物質による健康影響を防ぐため、様々な取組を実施。

被災地におけるパトロールの実施

- 厚生労働省・労働局・労働基準監督署で、被災地域におけるがれき処理現場に対する安全衛生パトロールを4月以降継続的に実施し、防じんマスク等保護具の使用、安全な作業方法、夏期の熱中症防止対策等の徹底を指導。
- 岩手県（宮古、釜石、陸前高田）、宮城県（気仙沼、女川、石巻、仙台）、福島県（いわき）において、がれき処理を請け負う事業者を対象に、集団指導を実施し、
 - ①安全衛生教育の徹底
 - ②防じんマスクの着用徹底等の指導及び装着実演を実施。

アスベストへのばく露防止

- 被災地における復旧・復興工事において、がれき等からのアスベストの飛散及びそれによる健康影響を防ぐため、以下の対策を実施。
 - ・労働基準監督署による防じんマスクの無料配布
 - ・マスクの適切な着用方法などに関するリーフレットの配布
 - ・専門アドバイザーによるマスク着用方法の実技指導
 - ・がれき処理作業現場に対する安全衛生パトロールの実施
 - ・建造物の解体現場におけるアスベストの空气中濃度の測定
 - ・船舶解体時の対策を強化（作業場所の隔離、電動ファン付きマスクの使用）

東京電力福島第一原発事故への対応

－復旧作業従事者の健康確保対策－

○ 東京電力福島第一原発で事故の復旧作業に当たっている作業員の方々は、放射線被るあがクスリのくば厳しい環境下で懸命の作業を続けており、国としてもその健康管理に万全を期していく。

※今回の緊急作業時の放射線被ばく線量の上限は、健康影響等の観点から検討を行った上で250mSv(通常:100mSv)に引き上げ(3月14日)。

その後の事故収束の状況を踏まえ、新規の緊急作業従事者については、原子炉冷却のための注水設備等でトラブルが生じたときの応急の対応を除き、被ばく線量の上限を100mSvに引き下げ(11月1日)。

原発作業員の健康確保対策に関する厚生労働省の取組み

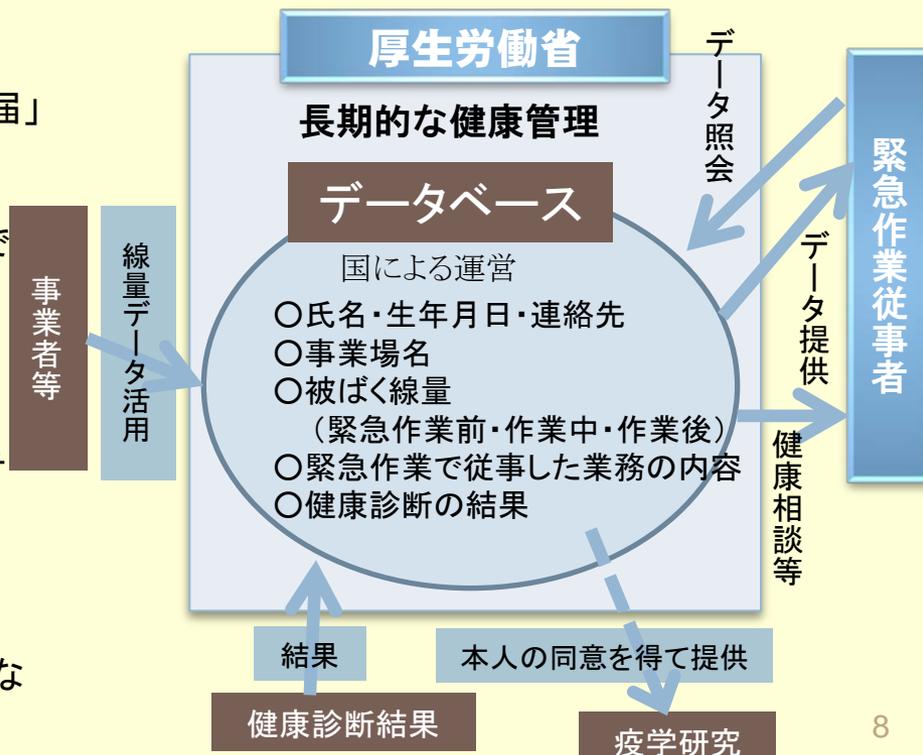
○ 東京電力に対する指導等

- ・ 作業員の外部・内部被ばく線量の測定・評価の速やかな実施。
- ・ 1日1mSv以上被ばくのおそれがある作業について「作業届」を提出させる。
- ・ 全面マスクの着用等の被ばく防止措置の徹底。
- ・ 200mSvを超える作業員を緊急作業から外し、緊急作業での被ばく線量が100mSvを超える者は5年間につきそれ以上被ばくをさせない。
- ・ 文部科学省と連携して医療チーム派遣の支援、医師の24時間配置。
- ・ 労働安全衛生法等に違反する事案については、是正勧告を行い、厳しく指導。

○ 原発作業員の離職後も含めた長期的な健康管理

- ・ 緊急作業に従事したすべての労働者を対象に、長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを構築し、長期的な健康管理を行う。

＜データベースのイメージ＞



教訓をとりまとめる意義

- 自然災害時の雇用政策は、可能な限りすみやかに実施されるべきである。しかしながら、雇用政策の重要性はしばしば過小評価される。さらに、自然災害に係る雇用対策について、域内各国政府の関心は十分とはいえない。
- 円滑で効果的に対策を実施するため、雇用サービス、雇用創出、職業訓練等について幅広い経験とノウハウを収集することが必要と考えられる。
- ノウハウや経験の提供により、自然災害時の雇用労働対策の重要性を啓発することは、日本政府の責任といえる。
- アジア太平洋地域の政策から教訓をとりまとめることにより、各国及びILOにとって有意義な文書を提供しうる。
- 第15回アジア太平洋地域会議は教訓を取りまとめ、周知する最良の機会である。